

○奈良県営住宅条例施行規則

昭和三十九年四月一日

奈良県規則第一号

奈良県営住宅条例施行規則をここに公布する。

奈良県営住宅条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県営住宅条例(昭和三十九年四月奈良県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募を行わず、公営住宅に入居させることができる事由)

第一条の二 条例第五条第七号に規定するその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であることとは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することをいう。

- 一 世帯員の数に不相応な規模の住宅に居住している場合
- 二 障害者が授産施設等の通所施設に通うため他の公営住宅に住居を移転することが適当である場合
- 三 別居の親族の心身の状況等により、他の公営住宅に住居を移転することが適当である場合

(平一八規則二七・追加、平二五規則九七・一部改正)

(単身入居に係る公営住宅の規格等)

第二条 公営住宅に入居することができる者(現に同居し、又は同居しようとする者があるものを除く。)の入居を認める公営住宅の規格は、居室数が三以下とする。

2 条例第六条に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第三条第三項第三号(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- 二 配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二(これらの規定を配偶者暴力防止等

法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

3 条例第六条第二号ア(1)(一)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

4 条例第六条第二号ア(1)(二)に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるものとする。

(平九規則五〇・全改、平一二規則一五・平一四規則五〇・平二四規則七一・平二五規則三〇・令六規則六〇・一部改正)

(入居の申込み)

第三条 条例第八条の規定による入居の申込みは、県営住宅入居申込書(第一号様式)によつてしなければならない。

(昭五五規則二二・旧第二条繰下、平九規則五〇・旧第二条の二繰下・一部改正、平一二規則六一・一部改正)

(特に住宅困窮度の高い者)

第四条 条例第九条第三項に規定する規則で定める者は、次の各号に定める者とし、当該者が入居できる公営住宅は、知事が指定する住宅とする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童(二十歳に満たない者をいう。)を扶養し、かつ、その旨福祉事務所長又は市町村長の証明を受けたもの

二 身体障害者手帳を有し、その障害の程度が四級以上である者で主として生計を維持しているもの

三 身体障害者手帳を有し、その障害の程度が二級以上である者若しくは戦傷病者手帳を有し、その障害の程度が二級以上の身体障害者と同程度であると認められる者又はこれ

らの者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

四 配偶者暴力防止等法第一条第二項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

五 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪被害者等基本法第二条第一項に規定する犯罪等(以下「犯罪等」という。)の被害により生計維持が困難となつた者

イ 犯罪等の被害により居住する住宅が滅失し、又は著しく損壊したこと等のため、当該住宅を居住の用に供することができなくなつた者

ウ 犯罪等の被害により居住する住宅に引き続き居住する権利が害された者

エ 居住する住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより心理的外傷その他心身への有害な影響を受けたため、当該住宅に居住することができなくなつた者

六 六十歳以上の者

七 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

八 その他著しく住宅に困窮していると認められる者

(昭四八規則六二・追加、昭五一規則二八・一部改正、昭五五規則二二・旧第二条の二繰下・一部改正、昭六一規則二九・平五規則三四・一部改正、平九規則五〇・旧第二条の三繰下・一部改正、平一八規則二七・平二六規則二五・平三〇規則三二・令六規則六〇・一部改正)

(入居予定者として選考された者の提出書類)

第四条の二 条例第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定により入居予定者として選考された者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 住民票の謄本

二 所得に関する証明書

三 その他知事が必要と認める書類

(平一二規則六一・追加)

(敷金の徴収の猶予等の申請)

第五条 条例第十二条第五項の規定による敷金の徴収の猶予又は減免を受けようとする者は、敷金徴収猶予(減免)申請書(第二号様式)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(昭六〇規則五六・追加、平九規則五〇・旧第二条の四線下・一部改正)

(誓約書)

第六条 条例第十三条第一項及び第二十三条第二項に規定する誓約書は、第三号様式によるものとする。

(平九規則五〇・旧第三条線下・一部改正、平三〇規則三二・一部改正)

(保証債務の極度額)

第六条の二 条例第十四条第二項の規則で定める極度額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 条例第十一条第一項の通知を受けた者の連帯保証人(次号に掲げる者を除く。) 入居時における家賃の六月分に相当する額
- 二 条例第十四条第三項又は条例第二十三条第一項の規定による承認を受けた者の連帯保証人 当該承認を受けた年度の条例第十七条第三項若しくは第四項、条例第二十八条第一項若しくは第二項又は条例第三十条第一項の規定により決定された家賃の六月分に相当する額

(令二規則三五・追加)

(連帯保証人の変更承認申請)

第七条 条例第十四条第三項(条例第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による承認申請は、連帯保証人変更申請書(第四号様式)によつてしなければならない。

2 連帯保証人の変更の承認を受けた者は、誓約書(第三号様式)を知事に再提出しなければならない。

(昭五〇規則六一・一部改正、平九規則五〇・旧第四条線下・一部改正、平三〇規則三二・令二規則三五・一部改正)

(家賃の算定に係る県営住宅の利便性の数値)

第七条の二 条例第十七条第三項の規定による家賃の算定に係る令第二条第一項第四号に規定する数値は、次の算式によつて算出した数値とする。

算式

$$S \times (T / TM) + (1 - S) \times (1 + \alpha - \beta)$$

算定の過程に小数点以下第4位未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとし、算定の結果が1.6を令第二条第一項第一号に掲げる数値で除した数値と1.3のうちいずれか小さい数値を超えるときは当該数値と、0.5に満たないときは0.5とする。

算式の符号

S 県営住宅が存する市町村の区域内で地価公示法(昭和44年法律第49号)第8条に規定する公示価格が最も高い住宅地(以下この条において「最高公示価格住宅地」という。)において、標準的な県営住宅と同等の賃貸住宅が供給されたものとした場合における当該賃貸住宅の家賃(令第3条で定める近傍同種の住宅の家賃の算定方法の例により算定した家賃とする。)の敷地に係る部分の額を当該賃貸住宅の家賃の額で除した率(当該率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

T 県営住宅の敷地に係る土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項に規定する固定資産課税台帳(以下この条において「固定資産課税台帳」という。)に登録された価格(当該土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、近傍類地の固定資産課税台帳に登録された価格から算定される推定の価格)の1平方メートル当たりの価格

TM 最高公示価格住宅地の固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの価格

α 県営住宅の設置が次のアからエまでに掲げる場合に該当する場合は、当該アからエまでに掲げる数値を合計した数値

ア 給湯器が設置されている場合 0.02

イ エレベーターが設置されている場合 0.02

ウ 緊急通報システムが設置されている場合 0.04

エ 高齢者仕様である場合 0.02

β 県営住宅の設置が次のアからウまでに掲げる場合に該当する場合は、当該アからウまでに掲げる数値を合計した数値

ア 水洗便所がない場合 0.02

イ 浴槽が設置されていない場合 0.01

ウ 浴室がない場合 0.03

(平一〇規則二一・追加、平一七規則二九・一部改正)

(家賃の徴収の猶予等の申請)

第八条 条例第十七条第七項の規定による家賃の徴収の猶予又は減免を受けようとする者は、家賃徴収猶予(減免)申請書(第五号様式)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(昭四五規則六・追加、平九規則五〇・旧第五条の二繰下・一部改正、平二五規則九七・平三〇規則三二・一部改正)

(収入の申告)

第九条 条例第十八条第一項の規定による入居者からの収入の申告は、毎年度、知事が定める日までに収入申告書(第六号様式)を提出して行わなければならない。

2 入居者は、当該入居者及び同居者の前年の所得を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する収入申告書に添付し、又は当該収入申告書の提出の際に提示しなければならない。

一 令第一条第三号イからトまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

二 当該入居者又は同居者が条例第六条第二号ア(1)から(3)までのいずれかに該当する場合 その旨を証する書類

(平九規則五〇・追加、平一二規則一五・平一四規則五〇・平二三規則二四・平二四規則七一・平三〇規則三二・令二規則三二・一部改正)

(収入の把握の方法)

第九条の二 条例第十八条第二項に規定する規則で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。

(平三〇規則三二・追加)

(収入の額の認定に対する意見の申出)

第十条 条例第十八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による意見の申出は、同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による収入の額の認定の通知を受けた日から一月以内に収入認定に対する意見申出書(第七号様式)を提出して行わなければならない。

(平九規則五〇・追加、平二五規則九七・一部改正)

(年度の中途における収入の申告)

第十一条 条例第十八条第四項の規定による入居者からの収入の申告は、収入変動申告書(第八号様式)に、所得を証する書類を添えて行わなければならない。

(平二五規則九七・全改)

(共益費の範囲)

第十一条の二 条例第二十条の二第一項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 階段灯、廊下灯、外灯及び昇降機に係る電気の使用料
- 二 共用水栓に係る水道の使用料
- 三 給水施設及び浄化槽の維持管理に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、共同施設の維持管理等に要する費用であつて、入居者の共通の利益を図るため知事が必要と認めるもの

(令四規則五六・追加)

(共益費の額の算定)

第十一条の三 条例第二十条の二第二項に規定する共益費の額は、一月につき、当該公営住宅に係る前条各号に掲げる費用で年間の実費に相当する額、入居者数等を勘案して知事が別に定めるところにより算定した額を十二で除して得た額に、徴収に要する費用として知事が別に定める額を加えた額とする。

(令四規則五六・追加)

(模様替等の承認申請等)

第十二条 条例第二十一条第三項ただし書(条例第四十八条の十において準用する場合を含む。)の規定による模様替若しくは増改築又は形質の変更の承認を受けようとする者は、模様替(増改築・形質変更)承認申請書(第九号様式)に工事の概要を示す図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の模様替若しくは増改築又は形質の変更の承認を受けた者は、当該模様替若しくは増改築又は形質の変更を終えたときは、工事終了届(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則五〇・旧第六条繰下・一部改正、平二五規則九七・一部改正)

(同居の承認申請)

第十三条 条例第二十二条第一項の規定による承認申請は、同居承認申請書(第十一号様式)及び誓約書(第三号様式)によつてしなければならない。この場合において、当該誓約書に連帯保証人の連署は、必要としない。

(平九規則五〇・旧第七条繰下・一部改正、平二五規則九七・平三〇規則三二・一部改正)

(長期不使用の承認申請)

第十四条 条例第二十二条第三項の規定による承認申請は、長期不使用承認申請書(第十二号様式)によつてしなければならない。

(平九規則五〇・旧第八条繰下・一部改正、平二〇規則五一・一部改正)

(入居承継の承認申請)

第十五条 条例第二十三条第一項の規定による承認の申請は、入居承継承認申請書(第十三号様式)によつてしなければならない。

(平九規則五〇・追加、平二〇規則五一・平三〇規則三二・一部改正)

(収入超過者等の認定に対する意見の申出)

第十六条 条例第二十六条第三項の規定による意見の申出は、同条第一項又は第二項の通知を受けた日から一月以内に収入超過者(高額所得者)認定に対する意見申出書(第十四号様式)を提出して行わなければならない。

(平九規則五〇・追加)

(収入超過者等の認定の取消しの申出)

第十七条 収入超過者又は高額所得者は、条例第六条第二号に掲げる金額又は令第九条に規定する金額を超える収入がなくなつた場合において条例第二十六条第一項又は第二項の規定による収入超過者又は高額所得者の認定の取消しを求めようとするときは、収入超過者(高額所得者)認定取消申出書(第十五号様式)に所得に関する必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(平九規則五〇・追加)

(高額所得者の明渡期限延長の申出)

第十八条 条例第二十九条第四項の規定による明渡しの期限延長の申出をしようとする者は、高額所得者住宅明渡期限延長申出書(第十六号様式)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(昭四五規則六・追加、平九規則五〇・旧第九条の二繰下・一部改正)

(明渡期限到来後に徴収する金銭の額)

第十九条 条例第三十条第二項並びに第三十八条第三項及び第四項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額とする。

(平九規則五〇・追加)

(社会福祉法人等に対する使用許可等)

第二十条 条例第三十九条第二項の許可を受けようとする社会福祉法人等は、行政財産使用

許可申請書(第十七号様式)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 条例第四十条第一項に規定する使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(平九規則五〇・追加、平二三規則二四・一部改正)

(みなし特定公共賃貸住宅に対する家賃)

第二十一条 条例第四十六条のみなし特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とする。

(平九規則五〇・追加)

(使用許可の申請書等)

第二十二条 条例第四十八条の三第一項の規則で定める申請書は、県営住宅駐車場使用許可申請書(第十八号様式)とする。

- 2 条例第四十八条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務の実施予定
- 二 使用料の徴収計画
- 三 団体に係る経費の収支見込み
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平二五規則九七・追加)

(変更許可の申請)

第二十三条 条例第四十八条の五第一項の変更の許可を受けようとするものは、県営住宅駐車場使用許可変更申請書(第十九号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二五規則九七・追加)

(明渡しの届出)

第二十四条 条例第四十八条の五第三項の規定による駐車場の明渡しの届出をしようとするものは、県営住宅駐車場明渡届出書(第二十号様式)を知事に提出し、検査を受けなければならない。

(平二五規則九七・追加)

(使用料)

第二十五条 条例第四十八条の六第三項に規定する毎月の使用料は、別表のとおりとする。

(平二五規則九七・追加)

(使用料の徴収の猶予等の申請)

第二十六条 条例第四十八条の六第四項の規定による使用料の徴収の猶予又は減免を受けようとするものは、使用料徴収猶予(減免)申請書(第二十一号様式)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(平二五規則九七・追加)

(報告書の記載事項)

第二十七条 条例第四十八条の七第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務の実施結果
- 二 使用料の徴収実績
- 三 団体に係る経費の収支
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平二五規則九七・追加)

(身分証明書)

第二十八条 条例第四十八条の七第三項の身分を示す証明書は、身分証明書(第二十二号様式)とする。

(平二五規則九七・追加)

(指定管理者の指定に係る申請書等)

第二十九条 条例第五十条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第二十三号様式)とする。

2 条例第五十条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一八規則一三・追加、平二五規則九七・旧第二十二條繰下・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第三十条 条例第五十一条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 二 平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 県営住宅及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。

(平一八規則一三・追加、平二五規則九七・旧第二十三条繰下)

(管理の特例に関する読替え)

第三十一条 条例第五十三条第一項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を市町村に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第一条の二、第四条、第四条の二、第七条第二項、第十二条、第十三条第二項及び第十八条中「知事」とあるのは、「市町村の長」とする。

(平一八規則一三・追加、平二四規則七一・一部改正、平二五規則九七・旧第二十四条繰下・一部改正、平三〇規則三二・一部改正)

(退去の届出)

第三十二条 入居者は、当該県営住宅を立ち退こうとするときは、その十日前までに、県営住宅退去届(第二十四号様式)を知事に提出し、検査を受けなければならない。

(平九規則五〇・旧第十一条繰下・一部改正、平一八規則一三・旧第二十二條繰下・一部改正、平二五規則九七・旧第二十五条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(県営住宅管理条例施行規則の廃止)

2 県営住宅管理条例施行規則(昭和二十七年十二月奈良県規則第七十一号)は、廃止する。

別表(第二十五条関係)

(平二六規則三六・全改、令三規則五五・一部改正)

区分	使用料月額
紀寺 県営住宅	三、四〇〇円
六条 〃	二、三〇〇円
売間 〃	二、三〇〇円
北和 〃	二、二〇〇円
姫寺 〃	一、九〇〇円
平城 〃	二、七〇〇円
六条山 〃	二、四〇〇円
小泉 〃	二、六〇〇円
西小泉 〃	二、四〇〇円
稗田 〃	二、六〇〇円

東高田 "	一、九〇〇円
天理 "	二、二〇〇円
秋津 "	一、三〇〇円
阿部 "	二、三〇〇円
桜井 "	二、三〇〇円
纏向 "	一、四〇〇円
樞原 "	二、五〇〇円
坊城 "	二、六〇〇円
南和 "	一、二〇〇円
吉野 "	一、二〇〇円

